

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	神奈川歯科大学短期大学部
設置者名	学校法人神奈川歯科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定め る基準 単位数	配置 困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	歯科衛生学科	夜・通信			10	10	10	
	看護学科	夜・通信			10	10	10	
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	神奈川歯科大学短期大学部
設置者名	学校法人神奈川歯科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.kdu.ac.jp/corporation/outline/organization/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	歯科医師（現職）	2021.7.1 ～ 2025.6.30	入学者確保・渉外
非常勤	新聞社支局長（前職）	2021.7.1 ～ 2025.6.30	入学者確保・渉外
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	神奈川歯科大学短期大学部
設置者名	学校法人神奈川歯科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 委員会で次年度シラバス様式について検討し、依頼とともに作成ポイントを教員に対して説明する。科目担当者が作成したシラバスを学科内でチェックして、教学部に提出する。教学部が年度初めにホームページで公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.kdu.ac.jp/college/students/syllabus/hygiene.html https://www.kdu.ac.jp/college/students/syllabus/nursing.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) シラバスに科目ごとに「評価方法」について記載している。 多くは期末、あるいは終講時に実施される本試験やレポート試験によって評価している。その他、授業内の小テストや課題で加点・減点を行う科目もある。実習については、実習要項に詳しい評価方法が記載されている。	
3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学則に、【学習の評価】として次のように定めている。 第 29 条 試験等の評価は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 以上を良、60 点以上を可、60 未満を不可とし、不可は不合格とする。 必修相当科目の点数を合計し、平均点を出して、成績分布を把握するとともに順位付けを行っている。 全成績が揃ったら、学科長に渡して成績の把握をしている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/7_distribution-2024.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【歯科衛生学科】

1. 医療専門職としての倫理観を有する。
 - (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。
 - (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。
2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。
 - (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。
 - (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。
 - (3) 社会の動向に関心をもち、学び続ける力を有する。
3. 口腔の健康支援を通し、全身の健康を守る高度な専門的能力を有する。
 - (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。
 - (2) 優しさに溢れる歯科衛生士として地域社会に貢献する能力を有する。
 - (3) 歯科衛生士としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。

【看護学科】

1. 医療専門職としての倫理観を有する。
 - (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。
 - (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。
2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。
 - (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。
 - (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。
 - (3) 社会の動向に関心をもち、学び続ける力を有する。
3. 健康支援を通し、全身の健康を守る看護実践能力を有する。
 - (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。
 - (2) 優しさに溢れる看護専門職として地域社会に貢献する能力を有する。
 - (3) 看護専門職としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。

教育改革プロジェクトで適宜見直しを検討し、教授会で諮って決定する。公表はホームページで行っている。

本学に3年以上在学し、教育課程表に定める授業科目、単位数を取得した者及び、本学の卒業認定・学位授与の方針に基づき、医療専門職としての知識や技術を修得し、その能力を社会に貢献できる者を教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/07.html>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	神奈川歯科大学短期大学部
設置者名	学校法人神奈川歯科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/12_zaimu2024.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/12_zaimu2024.pdf
財産目録	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/12_zaimu2024.pdf
事業報告書	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/12_zaimu2024.pdf
監事による監査報告(書)	https://www.kdu.ac.jp/college/assets/outline/info/pdf/12_zaimu2024.pdf

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的 (公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/01.html) (概要) 【歯科衛生学科】建学の精神を基礎として個性を尊重した教育により知識・技術ならびに人間性に溢れた教養と常識を身に付けた歯科衛生士を社会に送り出す。 【看護学科】建学の精神を基礎として個性を尊重した教育により知識・技術ならびに人間性に溢れた教養と常識を身に付けた看護師を社会に送り出す。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/07.html) (概要) 【歯科衛生学科】 1. 医療専門職としての倫理観を有する。 (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。 (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。 2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。 (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。 (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。 (3) 社会の動向に関心を持ち、学び続ける力を有する。 3. 口腔の健康支援を通し、全身の健康を守る高度な専門的能力を有する。 (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。 (2) 優しさに溢れる歯科衛生士として地域社会に貢献する能力を有する。 (3) 歯科衛生士としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。 【看護学科】 1. 医療専門職としての倫理観を有する。 (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。 (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。 2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。 (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。 (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。 (3) 社会の動向に関心を持ち、学び続ける力を有する。 3. 健康支援を通し、全身の健康を守る看護実践能力を有する。 (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。 (2) 優しさに溢れる看護専門職として地域社会に貢献する能力を有する。 (3) 看護専門職としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/06.html) (概要) 【歯科衛生学科】 1. 豊かな教養と高い倫理観の修得 2. 歯科衛生の基盤となる知識の修得 3. 歯科衛生に必要な臨床的知識と技術の修得 4. 自己学習能力と生涯学習能力の修得 5. コミュニケーション能力の修得 6. 医療専門職としての実践能力の涵養 【看護学科】

1. 豊かな教養と高い倫理観の修得
2. 看護学の基盤となる知識の修得
3. 臨床看護学の基本的知識と技術の修得
4. 自己学習能力と生涯学習能力の修得
5. コミュニケーション能力の修得
6. 看護専門職としての実践能力の涵養

入学者の受入れに関する方針

(公表方法：<https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/04.html>)

(概要)

1. 生命を尊び、人との関わりを大切にし、社会に貢献したいと考える人
2. 医療に関心があり、専門知識の修得に必要な基礎学力を有する人
3. 柔軟な発想をもち、困難や課題に対処できる人
4. 責任感と協調性を持ち、目的意識を持って行動できる人
5. 自己の心身の健康に留意し、行動できる人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/02.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
－	2人	－					2人
歯科衛生学科	－	6人	3人	0人	4人	4人	17人
看護学科	－	5人	2人	3人	7人	2人	19人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
2人		37人					39人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/03.html					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
歯科衛生学科	100人	76人	76%	320人	212人	66.3%	0人	0人
看護学科	80人	42人	52.5%	240人	157人	65.4%	0人	0人
合計	180人	118人	65.6%	560人	369人	65.9%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
歯科衛生学科	64人 (100%)	0人 (0%)	63人 (98.4%)	1人 (1.6%)
看護学科	46人 (100%)	1人 (2.2%)	43人 (93.5%)	2人 (4.3%)
合計	110人 (100%)	1人 (0.9%)	106人 (96.4%)	3人 (2.7%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラムに沿って、各科目担当者が年間授業計画を設定している。各授業回の詳細はシラバスに記載して、ホームページに掲載している。
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 成績の評価は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 以上を良、60 点以上を可、60 未満を不可とし、不可は不合格とする。 卒業については本学に 3 年以上在学し、教育課程表に定める授業科目、単位数を取得した者及び、医療専門職としての知識や技術を修得し、その能力を社会に貢献できる者を教授会の議を経て、学長が認定する。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	歯科衛生学科	97 単位	有・無	単位
	看護学科	102 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P A の活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/08.html

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	歯科衛生 学科	630,000 円	300,000 円	420,000 円	
	看護学科	750,000 円	300,000 円	600,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 入学時および年度開始ごとにオリエンテーションを実施している。 教員によるチューター制をとっている。 専任教員はオフィスアワーを設け、公開している。 オレンジルームの設置（相談内容に学業についてを含む）。 学生の勉学、その他の活動を奨励する目的で「学長賞」を設け、卒業式で成績優秀者表彰と併せて授与を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） キャリアサポート室を設置し、求人を自由に見ることが出来る。 キャリアサポート委員会を設置し、オリエンテーション等年間を通じて行っている。 教員によるチューター制をとっている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 年度初めに健康診断を実施している。 健康管理室の設置。 オレンジルームの設置。 教員によるチューター制をとっている。 ハラスメント防止委員会の設置。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/05.html
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F214310105006
学校名（〇〇大学 等）	神奈川歯科大学短期大学部
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 神奈川歯科大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		37人（ － ）人	39人（ － ）人	43人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	19人	21人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	13人	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				一人（ － ）人
合計（年間）				一人（ － ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。